

公的年金等からの町・道民税の特別徴収について

公的年金を受給されている方の納税の際の負担軽減と市町村における事務の効率化を図るため、平成 21 年度から、ご自分で納税通知書により納めていただく方法（これを「普通徴収」といいます。）であった公的年金等に係る町・道民税を、公的年金が支給される際に差し引いて納める方法（これを「特別徴収」といいます。）に変更しています。

65 歳以上の方は原則として、公的年金からの町・道民税の特別徴収対象者となります。対象となる方には、特別徴収される年金の種類や対象となる税額を記載した「税額決定通知書」等（毎年 6 月下旬頃送付）により、特別徴収される公的年金や税額などをお知らせします。

なお、公的年金から特別徴収されない税額については、普通徴収として従来どおり納税通知書で納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

公的年金から特別徴収される方

前年中に公的年金の支給を受けていた方で、課税年度の初日（4 月 1 日）時点で、公的年金の支給を受けている 65 歳以上の方が対象です。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、従来どおり納税通知書により納付していただきます。

- ・賦課期日（1 月 1 日）以降に町外へ転出された方
- ・介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・特別徴収される公的年金の年間給付額が 18 万円未満の方
- ・特別徴収される町・道民税額が公的年金から引ききれない方
- ・その他特別徴収の方法によることが著しく困難であると認められる方

公的年金から特別徴収される税額

前年中の公的年金等に対する町・道民税の均等割および所得割です。

なお、公的年金から特別徴収されるのは「公的年金等に対する町・道民税」であり、他の所得（給与所得・営業所得・不動産所得等）に係る町・道民税については、これまでどおり給与からの天引き、または、普通徴収（納税通知書により金融機関などで納める方法）により納めることとなります。

新たな税負担が生じるものではありません

町・道民税の公的年金からの特別徴収制度は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

特別徴収の方法について

・特別徴収開始初年度

年税額の2分の1の額を7月と9月の2回に分けて普通徴収（納付書または口座振替）により納付となり、残りの2分の1の額を10月・12月・2月に支給される公的年金から3回に分けて特別徴収（公的年金から引き落とし）となります。

（参考例）年間の町・道民税額が24,000円の場合

税額	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (公的年金からの引き落とし)		
	7月	9月	10月	12月	2月
	年税額の1/4 (24,000×1/4)	年税額の1/4 (24,000×1/4)	年税額の1/6 (24,000×1/6)	年税額の1/6 (24,000×1/6)	年税額の1/6 (24,000×1/6)
	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

・翌年度以降

翌年度からは、年6回支給される公的年金から、それぞれ特別徴収されます。

（参考例）新年度の町・道民税額が18,000円で、前年度が上記参考例の場合

税額	特別徴収 (公的年金からの引き落とし)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	各支給月とも前年10月から2月に特別徴収となった額の1/3 (12,000円×1/3)			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3 (18,000円－12,000円×1/3)		
	4,000円	4,000円	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円

お問い合わせ先

中富良野町役場 税務課

〒071-0795 空知郡中富良野町本町9番1号

電話 0167-44-2124 FAX 0167-39-3884